高知県事業承継等推進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則(昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。)第24条の規定に基づき、高知県事業承継等推進事業費補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的)

第2条 県内の中小企業等の円滑な事業承継及び後継者等の中核人材の確保を進め、中小企業の休 廃業等を抑制し、企業数減少による経済基盤の脆弱化を防ぐことにより、優良な雇用の場の確保 及び本県経済の基盤強化を図り、もって本県産業の発展につなげることを目的とする。

(定義)

- 第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところに よる。
 - (1) 中小企業者等 別表第1に定める事業者をいう。
 - (2) 小規模事業者 別表第2に定める事業者をいう。
 - (3) 常時使用する従業員 労働基準法 (昭和22年法律第49号) 第20条第1項の規定に基づき、解雇の予告を必要とする者をいう。ただし、個人企業の事業主及び事業主と生計を一にする三親等内の家族従業員並びに法人企業の役員を除く。
 - (4) M&A 企業の既存経営資源を活用することを目的に企業又は事業の経営権を移転する取引をいう。ただし、買収、資本、資産等の取引を伴わない業務連携等を除く。
 - (5) 専門事業者 税理士事務所、会計事務所、法律事務所、コンサルティング会社、M&A仲介事業者、金融機関等、事業承継及びM&Aに関する専門的な知識及び実績を有する事業者をいう。
 - (6) 市町村 高知県内の市町村をいう。
 - (7) 商工団体等 高知県内の商工会又は商工会議所をいう。
 - (8) 中山間地域 次のいずれかに該当する地域をいう。
 - ア 離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定により離島振興対策実施地域 として指定された地域
 - イ 山村振興法(昭和40年法律第64号)第7条第1項の規定により振興山村地域として指 定された地域
 - ウ 半島振興法(昭和60年法律第63号)第2条第1項の規定により半島振興対策実施地域 として指定された地域
 - エ 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成 5年法律第72号)第2条第1項に規定する特定農山村地域
 - オ 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)第2条第1項に規定する過疎地域(同法第3条又は第42条の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。)
 - カ アからオに掲げるもののほか、これらと同等に条件が不利であると知事が認める地域

(補助事業及び補助事業者等)

- 第4条 この要綱による補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、次に掲げるものとする。
 - (1) 事業承継計画策定委託 専門事業者に事業承継計画書の策定を委託する事業

- (2) M&A仲介委託 専門事業者にM&Aの仲介を委託する事業
- (3) M&A企業評価作成委託 専門事業者にM&Aの前段階の企業評価と企業概要書の作成を 委託する事業
- (4) 既存事業の買収 中山間地域において地域に必要と認められる事業を買収する事業
- (5) 承継後の取組 中山間地域において地域に必要と認められる事業を買収した後に行う、新たな事業展開及び経営の安定化に資する事業
- 2 前項に規定する補助事業の補助事業者、事業実施主体、補助要件、補助対象経費、補助率及び 補助限度額は、事業承継計画策定委託、M&A仲介委託及びM&A企業評価作成委託については 別表第3に、既存事業の買収及び承継後の取組については別表第3の2に定めるとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第5条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助事業に着手しようとする日の 20日前までに、別記第1号様式又は第1号様式の2による補助金交付申請書を知事に提出しな ければならない。

(補助金の交付の決定及び通知)

- 第6条 知事は、前条の規定による補助金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、速やかに補助金の交付を決定し、別記第9号様式による補助金交付決定通知書により当該補助事業者に通知するものとする。ただし、当該申請をした者又は事業実施主体が次のいずれかに該当すると認めるときを除く。
 - (1) 暴力団(高知県暴力団排除条例(平成22年高知県条例第36号。以下この項において「暴排条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。)又は暴力団員等(同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下この項において同じ。)であるとき。
 - (2) 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
 - (3) その役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下この項において同じ。)が暴力団員等であるとき。
 - (4) 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
 - (5) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
 - (6) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
 - (7) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その 他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営 に協力し、又は関与したとき。
 - (8)業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる 者であることを知りながら、これを利用したとき。
 - (9) その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
 - (10) その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- 2 知事は、前項の規定による決定に際して、必要な条件を付することができる。

(補助事業の着手)

第7条 補助事業の着手は、前条第1項本文の規定による補助金の交付の決定通知に基づき行わなければならない。

(補助金の変更の申請)

- 第8条 補助事業者は、補助金の交付の決定を受けた補助事業について、次の各号に掲げるいずれかの重要事項の変更をしようとするときは、別記第10号様式又は第10号様式の2による補助金変更承認申請書に別記第2号様式又は第2号様式の2による変更事業計画書及び別記第11号様式又は第11号様式の2による変更収支予算書を添えて知事に提出し、知事にその承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。
 - (1)補助金額を変更しようとするとき。ただし、補助金額の20パーセントを超えない範囲で 減額しようとする場合は、この限りでない。
 - (2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、補助目的に変更をもたらすものではない事業計画の細部の変更である場合は、この限りでない。
 - (3) 前2号に掲げる場合のほか、事業内容の重要な部分に関する事項であって、知事が変更手続を要すると認めたもの(必要に応じて知事に事前協議すること。)
- 2 知事は、前項の規定による補助金の変更の申請が適当であると認めたときは、別記第12号様式による補助金変更交付決定通知書により当該補助事業者に通知するものとする。
- 3 知事は、前項の変更交付の決定に際して必要な条件を付することができる。

(補助事業の中止又は廃止)

第9条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止をしようとするときは、あらかじめ別記第13 号様式又は第13号様式の2による補助事業中止・廃止承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助の条件)

- 第10条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は次に掲げる事項を遵守しなければならない。市町村が事業実施主体に補助金を交付する場合においても、同様の条件を付さなければならない。
 - (1)補助金に係る収支を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業の終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。
 - (2)補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。
 - (3)補助事業の実施にあたっては、第6条第1項ただし書各号に規定するいずれかに該当する と認められる者を契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じ て行わなければならないこと。

(状況報告及び調査)

第11条 知事は、必要があると認めるときは、補助事業者及び事業実施主体に対し、補助事業の 遂行状況の報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

(実績報告等)

第12条 補助事業者は、補助事業が完了したとき又は第9条の規定による補助事業の中止若しく は廃止の承認を受けたときは、補助事業完了の日又は補助事業の中止若しくは廃止の承認を受け た日から30日を経過した日又は当該年度の2月末日のいずれか早い日までに別記第14号様式又 は第14号様式の2による補助金実績報告書(以下「実績報告書」という。)を知事に提出しなけ ればならない。

(補助金の額の確定及び交付)

第13条 知事は、前条の規定による実績報告書を受理した場合は、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査を行い、適当であると認めたときは、補助金の額を確定し、当該補助事

業者に補助金を交付するものとする。この場合において、実績報告書に記載された補助金の額と確定した補助金の額とが相違する場合は、別記第 16 号様式による確定通知書により補助事業者に通知するものとする。

- 2 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から 20 日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(財産処分の制限等)

- 第14条 補助事業者は、補助事業により取得した財産のうち消費税及び地方消費税を除く取得価格が10万円以上の施設財産、機械設備等(以下 「取得財産等」という。)については、別記第17号様式による取得財産等管理台帳を備え管理しなければならない。
- 2 補助事業者は、取得財産等を減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。)に定められている耐用年数に相当する期間内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、破棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、あらかじめ別記第18号様式による財産処分承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 3 知事は、取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、破棄し、貸し付け、若しくは担保に供することを承認しようとするとき又は既存事業の買収若しくは承継後の取組の補助事業を実施した者が承継後3年以内に事業から撤退したときは、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付すべきことを命ずることができる。
- 4 補助事業者は、第2項の規定により知事の承認を得て財産を処分したことにより収入があった場合、当該収入の全部又は一部を県に納付しなければならない。
- 5 補助事業者である市町村は、事業実施主体に対して、前各項に規定する条件と同様の条件を付 さなければならない。

(補助金の交付の決定の取消し等)

- 第15条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の 決定を取り消し、又は既に交付した補助金の一部若しくは全部を返還させることができる。
 - (1) 不正に補助金の交付の決定又は補助金の交付を受けたとき。
 - (2) 第6条第1項ただし書各号のいずれかに該当したとき。
 - (3)補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
 - (4) この要綱、規則その他法令の規定又はこれらに基づく処分に違反したとき。
 - (5) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
 - (6) 交付決定後に生じた事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき。
- 2 知事は、前項の規定に基づき補助金の交付の決定の取消し、又は既に交付した補助金の返還を命ずる場合は、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて年利 10.95 パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 3 前項の規定に基づく補助金の返還及び加算金の納付については、第13条第3項の規定を準用する。

(事業完了後の経過報告)

第16条 M&A仲介委託の補助事業を実施した補助事業者は、補助事業を完了した日の属する年度の終了後1年度目から3年度目までの各年度のM&Aに係る取組状況について、翌年度の4月10日までに別記第19号様式によるM&A取組状況報告書(以下「取組状況報告書」という。)に

より知事に報告しなければならない。

- 2 前項の場合において、M&Aに係る最終合意契約を締結したときは、当該最終合意契約の締結 の日(以下「最終合意契約日」という。)の属する年度までの取組状況報告書を提出するものとし、 当該年度の取組状況報告書にあっては、最終合意契約日に提出しなければならない。
- 3 補助事業者である市町村は、事業実施主体が既存事業の買収又は承継後の取組の補助事業を完了した日の属する年度の終了後1年度目から3年度目までの事業実施主体の各年度の経営状況について、翌年度の4月30日までに別記第20号様式による承継後経営状況報告書(以下「経営状況報告書」という。)により知事に報告しなければならない。

(情報の開示)

第17条 補助事業、補助事業者又は事業実施主体に関して、高知県情報公開条例(平成2年高知 県条例第1号)に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目 以外の項目は、原則として開示するものとする。

(グリーン購入)

第18条 補助事業者及び事業実施主体は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき、環境物品等の調達に努めるものとする。

(委任)

第19条 この要網に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(失効期限等)

2 この要綱は、令和 6 年 5 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第 10 条、第 11 条及び第 14 条から第 17 条までの規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年7月31日から施行する。

別表第1(第3条関係)

(1) 中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号)第2条第1項第1号及び第2号に定める者

業種	資 本 金	従 業 員
製造業その他の業種	3億円以下	300 人以下
卸売業	1億円以下	100 人以下
小売業	5 千万円以下	50 人以下
サービス業	5 千万円以下	100 人以下
ゴム製品製造業(自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。)	3億円以下	900 人以下
ソフトウエア業・情報処理サービス業	3億円以下	300 人以下
旅館業	5 千万円以下	200 人以下

(資本金又は従業員数のいずれかに該当すること)

(2) 中小企業信用保険法第2条第1項第3号から第11号までに定める協同組合等

中小企業等協同組合、協業組合、商工組合(同連合会)、商店街振興組合(同連合会)、酒造組合(同連合会及び中央会)、酒販売組合(同連合会及び中央会)等

(3) 社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第 22 条に定める社会福祉法人のうち医業を主たる事業とする法人

(4) 農業、林業又は漁業を営む者

農業者、林業者若しくは漁業業者又はこれらの者が主たる構成員若しくは出資者となっている法人等

別表第2(第3条関係)

(1) 中小企業信用保険法第2条第3項第1号及び第2号に定める者

商業・サービス業 (宿泊業・娯楽業を除く)	常時使用する従業員の数 5人以下
サービス業のうち宿泊業・娯楽業	常時使用する従業員の数 20人以下
製造業その他	常時使用する従業員の数 20 人以下

(2) 中小企業信用保険法第2条第3項第3号から第7号までに定めるその他の組合等

次の組合等で所定の要件((1)に規定する組合の事業内容、構成員の事業内容、規模等)を 備えるもの

事業協同小組合、企業組合、協業組合、医療法人及び特定非営利活動法人

(3) 社会福祉法第22条に定める社会福祉法人のうち医業を主たる事業とする法人

(1) の製造業その他とみなす。〔常時使用する従業員の数 20人以下〕

(4) 農業、林業又は漁業を営む者

農業者、林業者若しくは漁業業者又はこれらの者が主たる構成員若しくは出資者となっている法人等

(1) の製造業その他とみなす。〔常時使用する従業員の数 20人以下〕

別表第3 (第4条関係)

類型	一般枠		小規模枠		
補助事業	①事業承継計画策定委託	②M&A仲介委託	①M&A企業評価作成委託		
補助事業者	中小企業者等		小規模事業者		
	次の要件の全てに該当する者 (1) 県内で事業を営む中小企業者等のうち、県内に本社を置く法人又は県内に住所を有する個人事業者であること (2) 県内の事業所で常時使用する従業員がいること (3) M&Aの場合は、譲渡側であること (4) 県税及び県に対する税外未収金債務の滞納がないこと				
	以下のいずれかに該当する者は補助金の交付の対象とならない (1)発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を、同一の大企業が所有している者 (2)発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している者 (3)大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている者 (4)風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規する風俗営業又は同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する事業を行う者 (5)別表第3にある事業区分の別にかかわらず、既に補助金の交付を受けた者。ただし、既に小規模格交付を受けた小規模事業者が、一般枠で交付を受けようとする場合は、この限りでない。 (6)前各号に掲げる者のほか、知事が不適当であると認める者				
事業実施主体	中小企業者等		小規模事業者		
補助要件	・県が指定する様式(別紙1)に基づいた事業承継計画を策定すること	・最終合意契約の締結に至らない 場合でも、M&Aに向け3年間 取り組むこと			
	・高知県事業承継・引継ぎ支援センターへ相談・支援を受けていること				
補助対象経費	事業承継計画の策定に係る経費 初期診断委託料 コンサルティング委託料 事業承継計画の作成委託料 企業価値の算出委託料 等	M&Aの仲介委託に係る経費 仲介委託料 着手金 等	小規模事業者が行うM&Aの 前段階の企業評価と企業概要 書作成に係る経費 企業調査委託料 企業概要書作成委託料 等		
	ただし、次に掲げる経費については補助対象外とする。 ・専門事業者に対する顧問料等 ・官公庁等の手続及び書類作成及び個別具体的な案件に関する訴訟・トラブル対応に係る費用 ・M&A等の成立時に支払う成功報酬に係る費用 ・他の機関等又は制度から同種の補助を受けている経費 ・消費税及び地方消費税				
	1				
補助率	2分の1	L以内	3分の2以内		

- 注1 補助対象経費に補助率を乗じて得た補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
 - 2 一般枠の交付を受ける小規模事業者が、既に小規模枠①の交付を受けている場合は、100万円から既に交付を受けた小規模枠①の補助金額を控除した額を補助上限とする。
 - 3 複数事業で代表を務める者からの申請は、1社分又は1事業分までとする。

別表第3の2 (第4条関係)

	(第 4 条関係) 			
類型]地域枠		
補助事業	①既存事業の買収	②承継後の取組		
補助事業者	•	町村		
事業実施主体	次の要件の全てに該当する者 (1) 県内で事業を営む中小企業者等のうち、県内に本社を置く法人又は県内に住所を有する個人事業者であること(補助事業期間内に、当該要件を充足する予定である場合も含む) (2) M&Aの譲受側であること (3) 県税及び県に対する税外未収金債務の滞納がないこと			
	以下のいずれかに該当する者は補助金の交付の対象とならない (1)発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を、同一の大企業が所有している者 (2)発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している者 (3)大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている者 (4)風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業又は同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する事業を行う者 (5)既に中山間地域枠で補助金の交付を受けた者。ただし、交付金額が補助上限額に達していない場合や、既に既存事業の買収枠で交付を受けた者が、承継後の取組枠で交付を受けようとする場合はこの限りではない。 (6)前各号に掲げる者のほか、知事が不適当であると認める者			
補助要件	次の要件の全てに該当すること (1)中山間地域において「地域に必要と認められる事業」を譲り受け、市町村が認める地域事業を継続すること (2)交付申請時点で常時使用する従業員がいる事業を譲り受ける場合、承継後も継続雇用を従業員について継続雇用すること (3)事業承継に関して高知県事業承継・引継ぎ支援センターの相談・支援を受け、補助金申て必要な項目の確認を受けていること (4)「事業承継計画(M&A)」(別紙2)を作成し、商工団体等の確認を受けており、計画補助事業を実施すること			
	(5) 交付申請時点において基本合意契約を締結 しており、補助事業期間中に最終合意契約 を締結し、代表権の登記又は開業届の提出 を完了すること	(6) 令和4年度以降に最終合意契約を締結していること、又は交付申請時点において基本合意契約を締結しており、補助事業期間中に最終合意契約を締結し、代表権の登記若しくは開業届の提出を完了すること		
補助対象経費	既存事業の買収に係る経費 事業用資産取得費用 株式取得費用	承継後の新たな取組や経営の安定化に資する取組 に係る経費 機械設備費、リース料、賃借料、店舗等改修費、 広報費、委託料、アドバイザー料、原材料費、 産業財産権等関連経費、旅費、マーケティング 調査費、会場借料費、機械設備等処分費 等		
	ただし、次に掲げる経費については補助対象外とする。 ・専門事業者に対する顧問料等 ・官公庁等の手続及び書類作成及び個別具体的な案件に関する訴訟・トラブル対応に係る費用 ・他の機関等又は制度から同種の補助を受けている経費 ・消費税及び地方消費税			
補助率	10 分の 1 以内	機械設備費 10分の1以内 機械設備費以外 4分の1以内		
補助限度額	100 万円	50 万円		
備考	市町村の要綱で定められた補助率が5分の1以内であり、かつ市町村の負担額が県負担額と同等であることを条件とする。	市町村の要綱で定められた補助率が機械設備費については5分の1以内、機械設備費以外については2分の1以内であり、かつ市町村の負担額が県負担額と同等であることを条件とする。		

注1 補助対象経費に補助率を乗じて得た補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。